

令和4年11月18日招集

令和4年第11回登米市教育委員会
11月定例会議議案

登米市教育委員会

令和4年第11回登米市教育委員会

11月定例会議議事日程

日 時 令和4年11月18日（金）午前10時
場 所 登米市役所 中田庁舎1階 101会議室

1 出席点呼

2 開会宣言（開会 午前 時 分）

3 前回までの教育委員会会議録の承認

4 教育委員会会議録署名委員の指名

5 教育長報告

日程第1（報告第22号） 教育長の一般事務報告について

6 議 事

日程第2（議案第33号） 登米市スポーツ推進委員の委嘱について

日程第3（議案第34号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
(指定管理者の指定について) [登米市登米公民館]

日程第4（議案第35号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
(指定管理者の指定について) [登米市豊里公民館、豊里
多目的研修センター及び平筒沼農村文化自然学習館]

日程第5（議案第36号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
(指定管理者の指定について) [登米市米山公民館及び
米山農村環境改善センター]

日程第6（議案第37号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
(指定管理者の指定について) [登米市中津山公民館]

日程第7（議案第38号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
(指定管理者の指定について) [登米市吉田公民館、登米
市吉田体育館及び登米市善王寺コミュニティセンター]

日程第8（議案第39号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
(指定管理者の指定について) [登米市石越公民館]

日程第9（議案第40号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
(指定管理者の指定について) [登米市津山公民館及び
津山陶芸館]

日程第10（議案第41号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
(指定管理者の指定について) [とよま観光物産センター、
春蘭亭、登米寺池城址公園、登米駒つなぎの広場、歴史
資料館及び登米市高倉勝子美術館]

日程第11（議案第42号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
(指定管理者の指定について) [登米市東和総合運動公園]

日程第12（議案第43号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
(指定管理者の指定について) [登米市長沼ボート場クラブハウス]

7 次回教育委員会定例会議開催日時

令和4年12月 日() (午 時 分)

8 閉会宣言 (閉会 午 時 分)

9 その他

- (1) 10月生徒指導状況について
- (2) 令和5年以降の「成人式」に代わる式典の名称の決定について
- (3) その他

10 散会 (散会 午 時 分)

報告第22号

教育長の一般事務報告について

登米市教育委員会会議規則（平成17年教育委員会規則第3号）第23条の規定により、定例会議に報告すべき一般事務報告を別紙のとおり報告する。

令和4年11月18日提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 33 号

登米市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 32 条第 1 項の規定により、登米市スポーツ推進委員を下記のとおり委嘱するものとする。

令和 4 年 11 月 18 日提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

記

任期：令和 4 年 12 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

No.	氏 名	担 当 地 域	住 所
1	みうら かおる 三浦 薫	迫 町	登米市迫町

議案第 34 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔登米市登米公民館〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 4 年 11 月 18 日提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 35 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔登米市豊里公民館、豊里多目的研修センター及び平筒沼農村文化自然学習館〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 4 年 11 月 18 日提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 36 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔登米市米山公民館及び米山農村環境改善センター〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 4 年 11 月 18 日提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 37 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔登米市中津山公民館〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 4 年 11 月 18 日提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 38 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔登米市吉田公民館、登米市吉田体育館及び登米市善王寺コミュニティセンター〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 4 年 11 月 18 日提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 39 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔登米市石越公民館〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 4 年 11 月 18 日提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 40 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔登米市津山公民館及び津山陶芸館〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 4 年 11 月 18 日提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 41 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔とよま観光物産センター、春蘭亭、登米寺池城址公園、登米駒つなぎの広場、歴史資料館及び登米市高倉勝子美術館〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 4 年 11 月 18 日提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 42 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔登米市東和総合運動公園〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 4 年 11 月 18 日提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 43 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔登米市長沼ボート場クラブハウス〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 4 年 11 月 18 日提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃